

様

新居浜市監査委員 田 中 洋 次  
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也  
新居浜市監査委員 仙 波 憲 一

## 工事監査の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づき、平成 27 年 10 月 28 日から同月 30 日までの間に実施した工事監査について、同条第 9 項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第 12 項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

- 1 監 査 の 対 象 平成 27 年度に施工済又は施工中のものから抽出
  - ・松原污水枝線築造工事（第 1 工区）（環境部下水道建設課）
  - ・角野船木線道路改良工事（その 3）（建設部道路課）
  - ・新居浜コープタウン配水管布設替工事（水道局工務課）
- 2 監 査 の 範 囲 対象工事全般
- 3 監査を実施した委員 田 中 洋 次・柿 並 哲 也・仙 波 憲 一
- 4 監 査 の 方 法 関係部局等から関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、書類審査及び現地での監査を実施した。  
なお、実施に当たっては、監査の充実を期するため、技術調査業務を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、技術士による調査結果の報告等を参考にした。
- 5 監 査 の 結 果 概ね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。  
今後においても、良質な公共資産を確保するため、適正かつ効果的な執行に留意するよう望むものである。  
なお、各工事にかかる指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

# 工事監査

## 1 工事の概要

工事名 (担当部局課名)	工事の概要	契約金額 (千円)	工期
松原汚水枝線築造工事 (第1工区) (環境部下水道建設課)	管布設工 (VUφ200mm) L=443m 組立1号マンホール設置工 N=9箇所 汚水樹設置工 N=24箇所 舗装復旧工 A=817m <sup>2</sup> 付帯工 一式  新居浜市下水道事業計画に基づき、北内町一丁目において公共下水道(汚水:排水面積2.08ha)を整備するものである。	39,906	27.8.4 ~28.3.10
角野船木線道路改良工事 (その3) (建設部道路課)	施工延長 L=118.5m 土工 一式 路床安定処理工 A=916m <sup>2</sup> 重力式擁壁工 L=224.5m L型水路工 L=185.3m  新居浜インターチェンジから山根公園を経由して主要地方道新居浜別子山線に接続する上部地区の重要な幹線道路であり、また、マイントピア別子や別子山方面へのアクセス道路としての機能を有する路線である。	38,232	27.7.2 ~27.12.25
新居浜コープタウン配水管布設替工事 (水道局工務課)	水道配水用ポリエチレン管(φ100mm)布設工 L=242m 制水弁設置工(φ100mm)4基 消火栓設置工 2基 水道配水用ポリエチレン管(φ75mm)布設工 L=38m 制水弁設置工(φ75mm)1基 水道配水用ポリエチレン管(φ50mm)布設工 L=7m 制水弁設置工(φ50mm)2基  新居浜コープタウン造成当時(昭和50年)に埋設された硬質塩化ビニール管であり、法的耐用年数40年を経過し、近年漏水が多発している路線である。 そのため、漏水対策を優先的に行う必要があり、併せて、耐震化を目的として配水管の布設替えを実施するものである。	18,036	27.7.28 ~27.12.10

## 2 環境部下水道建設課に対する指摘事項及び回答内容

### 対象工事名 下補第8号 松原污水枝線築造工事（第1工区）

指摘事項なし

## 3 建設部道路課に対する指摘事項及び回答内容

（回答は平成28年1月7日付け）

### 対象工事名 道地第3号 角野船木線道路改良工事（その3）

#### （1）コンクリート擁壁の施工について

重力式コンクリート擁壁及びL型擁壁は設計の線形通りの出来上がりで概ね良好であるが、コンクリート表面に小さな気泡痕が生じており、平滑性に劣っている。擁壁内側の面は盛土で見えなくなるが、外側の面は完成後人目に付くところであり、将来気泡部分に土やごみ等が付着し、汚れが目立つこととなる。

これを防ぐために、コンクリート打設時に型枠の表面に気泡を除去するフィルターシートを取り付けてコンクリート打設する方法があり、その効果として表面の平滑性が向上し、コンクリートの中性化を遅らせ、耐久性、美観も向上することから、費用対効果等も考慮の上、今後のコンクリート擁壁施工において検討されたい。

#### <回答>

コンクリート擁壁の施工につきましては、コンクリート標準示方書、愛媛県土木施工管理基準等に基づき行っているところです。

今回施工した道路擁壁のコンクリート打設におきましても、これらに基づいて施工及び品質管理を行いました。今後、コンクリートを打設するに際しましては、緻密で気泡痕が生じないようにバイブレーターをかけるとともに、特に美観性を考慮する必要がある構造物につきましては、費用対効果も考慮の上、ご指摘頂いたフィルターシートを取り付けての打設を検討し、高品質なコンクリート構造物を実現してまいります。

併せて、地元企業が開発した高性能コンクリート用混和剤『高品質フライアッシュ（CfFA）』が愛媛県の「新商品生産による新事業分野開拓者認定制度」の商品に認定（平成27年11月27日認定、第27-003号）されましたことから、本品を使用した次世代コンクリートの採用による強靱な構造物を構築してまいります。

## 4 水道局工務課に対する指摘事項及び回答内容

（回答は平成27年12月24日付け）

### 対象工事名 水建改第3号 新居浜コープタウン配水管布設替工事

#### （1）交通安全対策について

特記仕様書において、交通安全対策として交通誘導員を配置することを規定し、工事業者

も、当初は交通誘導員を配置する考えで道路使用許可を得ていたが、その後の地元住民との協議により交通誘導員を配置しないこととなっている。

このことについては、交通管理者への計画変更協議及び積算上の工事費減額変更を実施すべきであると思われることから、確認の上対応されたい。

#### <回答>

交通管理者に対しては、片側通行から通行止めに規制を変更し、常時交通誘導員を配置しないこととして、道路使用許可を取得いたしました。今後、道路使用許可の条件に変更が生じる際は、交通管理者と再協議後変更申請を行い、許可の再取得を徹底し、許可条件に基づく安全対策を実施するよう施工業者を指導してまいります。

また、交通誘導員の人数につきましては、特記仕様書に基づき、規制方法の変更のため設計計上人数を、当初計画の10名から実際の0名に減員し、安全費に係る工事費15万円を減額変更いたしました。